

鹿児島県警察における地域警察の体制強化について

提 言 書

平成22年10月28日

鹿児島県警察における地域警察の体制強化を考える懇話会

目 次

| | | |
|---------------------------------|-------|----|
| はじめに | ----- | 1 |
| 第1 鹿児島県警察における地域警察の体制強化の検討に至った経緯 | ----- | 2 |
| 1 鹿児島県警察のこれまでの取組み | ----- | 2 |
| 2 鹿児島県警察を取り巻く現状と課題 | ----- | 2 |
| 3 地域警察官の任務 | ----- | 4 |
| 第2 鹿児島県警察における地域警察の体制強化の方向性 | ----- | 5 |
| 1 変化する社会情勢への的確な対応 | ----- | 5 |
| 2 県民の要望等への積極的な対応 | ----- | 5 |
| 3 事件・事故への迅速・的確な対応 | ----- | 5 |
| 第3 鹿児島県警察における地域警察の体制強化への提言 | ----- | 7 |
| 1 交番・駐在所の在り方 | ----- | 7 |
| 2 地域警察の体制強化に向けた再編整備 | ----- | 7 |
| 3 開かれた地域警察を目指した施設の整備 | ----- | 10 |
| 4 地域警察の強化に向けた不断の見直し | ----- | 10 |
| おわりに | ----- | 11 |

【付記】～ 提言に添えて ～

平成22年5月13日、鹿児島県警察本部長から、「鹿児島県警察における地域警察の体制強化を考える懇話会」の委員に委嘱され、限られた警察力の中で、将来にわたって、より質の高い治安を県民に提供し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、県民から最も身近な存在である交番や駐在所の在り方など、地域警察の体制強化に向けた提言を求められました。

これを受け、当懇話会では交番や駐在所への視察や県民の交番・駐在所に対する意識調査を行うとともに、鹿児島県警察における地域警察の現状と課題等の把握に努めてきました。

治安水準が戦後最悪となった平成14年以降、鹿児島県警察では、治安回復のため人的基盤の強化や業務の効率化・合理化など様々な施策や活動を推進し、犯罪発生件数を引き下げるなど一定の成果をあげたと評価される所であり、地域に密着した活動を展開する地域警察官の取組み、交番・駐在所に寄せる県民の期待と信頼、鹿児島県下の厳しい治安情勢などについて理解したところです。

しかし、これらの理解を進めていく中で、県民生活や経済活動等の24時間化の進展など社会情勢の変化、多様化する県民の要望、広域化・複雑化する事件・事故の質的な変化等に的確に対応するためには、地域における交番・駐在所の在り方などについて、新たな視点での地域警察の体制づくりの必要性を感じました。

これらを踏まえて、幅広い視点から協議し、多くの県民の意見を反映したものとなるよう審議を重ね、このたび、「鹿児島県警察における地域警察の体制強化」に対する意見を「提言書」としてまとめました。

この提言書の意見が、鹿児島県警察の地域警察の体制強化に向けた取組みに十分に反映され、県民の期待と信頼にこたえ、時代の変化に的確に対応した地域警察の体制が構築されることを切に希望いたします。

第1 鹿児島県警察における地域警察の体制強化の検討に至った経緯

我が国における刑法犯認知件数は、平成8年以降、7年連続で戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えるとともに、刑法犯検挙率は過去最低の水準となったことから、警察庁では、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加基調に早急に歯止めをかけ、国民の不安を解消するため、平成15年8月に「緊急治安対策プログラム」を策定して、警察が緊急かつ重点的に取り組むべき対策を全国の都道府県警察に示しました。

1 鹿児島県警察のこれまでの取組み

鹿児島県においても、全国的傾向と同様に、刑法犯認知件数が増加する一方で刑法犯検挙件数及び検挙率が減少傾向にあり、治安の悪化が指数として表れました。

そこで、鹿児島県警察では前述の「緊急治安対策プログラム」を受けて、平成17年4月、県民の共通ビジョンとして位置づける鹿児島県版の治安対策プログラムである「『あんしん・かごしま』創造プログラム」を策定し、県民の期待と信頼にこたえる力強い警察活動を推進しています。

また、同年7月には、「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」を策定し、人的基盤の強化や組織の活性化、業務の合理化等に取り組んでいます。

このような中、地域警察部門においては、その体制強化のため、

- 地域警察官や交番相談員の増員
- 自主防犯ボランティア団体等の設立・活動の支援
- 新通信指令システムの構築などによる初動警察の刷新強化

などに取り組むとともに、地域警察官の現場執行力を向上させるため、

- 職務質問の技能向上による犯罪検挙活動の強化

を図り、更に交番機能を強化させるため、

- 立ち寄り所制度の導入
- チェスト110立哨（昼間における職務質問の強化）活動

などの各種施策を推進しています。

そして、これらの取組みの結果、治安指数の改善など一定の成果をあげたところ です。

2 鹿児島県警察を取り巻く現状と課題

我が国においては、都市部における更なる都市化の進展と地方部における過疎化の進行による地域構成の二極化、核家族化の進行、地域社会における住民関係の希薄化が加速しています。

また、モータリゼーションの進展や携帯電話の爆発的普及などにより、社会情

勢も急激に変化しています。

これらの環境の変化は、常に警察活動にも大きな影響を与えており、そのたびに警察が取り組まなければならない事象も変化を続けています。

さらには、これらに起因すると思われる殺人や強盗などの凶悪事件、来日外国人による犯罪、反社会的勢力による組織的犯罪が続発するなどの犯罪の質的变化のほか、多様化・スピード化の一途をたどる警察事象に対して、迅速・的確に対応することが求められ続けています。

(1) 治安情勢等

近年、鹿児島県下においては、コンビニエンスストアに象徴される深夜・24時間営業店舗が急激に増加し、県民生活や経済活動の夜間化が進んでいます。

また、県下の事件・事故の発生状況をみてみると、殺人や強盗など凶悪犯罪の夜間発生件数が昼間発生件数を大きく上回り、死者を伴う交通事故も、他の交通事故に比べ、夜間発生率が高い状況にあります。

このほか、凶悪事件等の発生時に犯人の逮捕などを目的として多数の警察官が動員される「緊急配備」の発令は、夜間の発令件数が昼間の発令件数を上回っている状況にあります。

(2) 県民の要望

県民は、交番や駐在所に対して、「パトロールをしてほしい」という要望と「交番や駐在所にいてほしい」という相反する要望を強く持っています。

これらのことは、平成22年3月に実施された「県政モニターに対する治安等に関するアンケート結果」にも表れており、近くの交番・駐在所の警察官の活動に対する満足度について、半数以上の方が、「どちらともいえない」、「少し不満である」、「非常に不満である」と回答し、その理由に「パトロールをしている姿を見ない」、「交番・駐在所が不在になることが多い」ということを挙げています。

また、このアンケートでは、パトロールを行う際に重点的に行う場所や時間帯についても尋ねていますが、「通学路や公園など子どもの多い場所」、「夜間」という回答が多数ありました。

(3) 地域警察の体制

鹿児島県警察においては、現場で活動する地域警察官のうち、交替制で24時間勤務を行う交番やパトカーの勤務員が約670人、毎日制で昼間の勤務を主体とした駐在所の勤務員が約230人います。

交替制勤務員が全体の約75パーセントを占めていますが、これらの勤務員は三交替で勤務を行うことから、実際に夜間に勤務する地域警察官は、1晩当たり220人程度にとどまります。

昼間は、この勤務員に毎日制の勤務員が加わることから、夜間の勤務員数は、昼間の勤務員数と比較すると、約半分の体制となり、夜間化する県民生活や事件・事故等の発生状況などとのバランスがとれていない状態にあります。

3 地域警察官の任務

交番や駐在所に勤務する地域警察官は、地域の実態を把握して、その実態に即し、かつ、地域住民の意見・要望にこたえた活動を行うとともに、日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行うことにより、県民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務としています。

また、この任務の遂行に当たっては、地域警察官としての自覚と責任を持って、県民に対する積極的な奉仕を行い、良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に把握するよう努めなければなりません。

第2 鹿児島県警察における地域警察の体制強化の方向性

鹿児島県警察では、これまでも、変化を続ける社会情勢等に的確に対応し、県民の期待と信頼にこたえるべく懸命な努力を行うとともに、自治体・防犯ボランティア団体等との連携により様々な対策を講じ、治安回復に努めてきました。

しかし、指数でみると治安は回復基調にあるものの、「県政モニターに対する治安等に関するアンケート結果」においては、「あなたは、現在の鹿児島の治安が良く、安全で安心して暮らせる県であると思いますか」の問いに対して、約半数の方が、「そう思わない」、「どちらともいえない」と回答しており、いまだ治安の回復を実感できている状態にあるとはいえません。

また、現在の地域警察の体制では、常に変化を続ける社会や多様化・スピード化する犯罪、凶悪事件等が夜間に多く発生している現状に的確に対応する状況にもありません。

このため、長期的・全県下的な視点に立ち、地域警察の体制強化について検討すべき時機にあると思います。

そこで、この検討を行うに当たり、以下3点の方向性をもって、地域警察の体制強化を目指すべきものと考えます。

1 変化する社会情勢への的確な対応

郊外型大型商業施設やコンビニエンスストアなど深夜・24時間型店舗の進出等により、県民生活や経済活動が変化し夜間化傾向が進む中、「勤務員数の少ない小規模交番」、「昼間の活動を主体とした駐在所」の管轄する地域においては、これらに起因する警察事象の増大や夜間化などへの的確に対応できているのか懸念されるところです。

このため、変化する社会情勢に的確に対応することが求められます。

2 県民の要望等への積極的な対応

県民は、「パトロールの強化」と「常時在所」という相反する強い要望を持っています。

このため、複数勤務員による勤務体制を確保するなどして、これらの要望に積極的に対応することが求められます。

また、地域警察官による防犯ボランティア団体等の活動支援や地域行事への参加など、きめの細かい活動を推進し、交番や駐在所の存在が、県民にとって「あんぜん・あんしん」のより所であり続けることが求められます。

3 事件・事故への迅速・的確な対応

事件や事故の発生は、県民の平穏な日常生活に対する重大な脅威であり、毎日のように凶悪事件等の発生がメディアで報じられ、県民の感じる不安の大きな要

因のひとつとなっています。

事件・事故の未然防止に取り組まなければならないことは当然のことながら、事件等が発生した場合、昼夜を問わず、多数の警察官を同時に現場に急行させたり、検問ポイントに配置させ、あるいは、複数の現場に同時に警察官を急行させることにより、犯人の早期検挙や被害の拡大防止を行うことは、警察でしかなし得ないものであり、県民に、この上ない安心感をもたらすものです。

このため、事件・事故の発生の際に、迅速かつ的確に対応することが求められます。

第3 鹿児島県警察における地域警察の体制強化への提言

1 交番・駐在所の在り方

平成14年をピークに全国的に犯罪が急増した根本的な要因として、かつて犯罪抑止に大きな役割を果たしてきたといわれる地域社会の連帯感や絆、人々の高い規範意識が、時代とともに弱体化してきたことが挙げられています。

この地域社会における高い規範意識と強い絆を取り戻すためには、地域における住民間のネットワークやコミュニティを再構築する必要があり、これを行うに際して、それぞれの地域に密着した活動を行う交番や駐在所などの地域警察の果たすべき役割は小さくありません。

このため、交番や駐在所に勤務する地域警察官は、今まで以上に、巡回連絡やパトロールなど地域住民に安心感をもたらす「目に見える」、「顔の見える」活動や地域行事への積極的参加など地域住民との「触れ合う」活動を強化して取り組み、地域のネットワークやコミュニケーションの核として存在しなければなりません。

また、県民一人一人が「あんぜん・あんしん」を実感できる社会を実現するために、地域警察官の積極的な働きかけにより、自治体や防犯ボランティア等関係団体・地域住民との連携を促して、すべての地域における防犯活動を更に活性化するなど、それぞれが主役となるような活動が行われるよう努めていただきたいのです。

そして、これらの活動を通じて、地域住民の持つ意見や要望等を把握し、地域住民と一体となって問題の解決を図ることは、地域住民の安心感の醸成につながるものであり、地域の中であって、地域に密着した活動を行う交番や駐在所の在り方であると考えます。

2 地域警察の体制強化に向けた再編整備

鹿児島県警察における地域警察の限られた人的体制の中で、その機能を強化するためには、交番や駐在所の新設・統合・廃止や人員・装備資機材・管轄区域の見直しなどの方法による再編整備を行うことにより、全県下的に将来にわたって真に機能する体制を構築し、地域住民の日常生活における安全と平穏が確保されなければならないと考えます。

(1) 再編整備のねらい

この地域警察の体制強化に向けた再編整備を行うに当たっては、次の三つを柱にその検討を行っていただきたいと考えます。

ア 夜間体制の強化

住民生活の夜間化が進む地域にある駐在所や勤務員の少ない小規模交番が

管轄している地域を、大型(化された)交番の管轄区域に変更し、勤務員増強による体制強化を図り、夜間パトロールの強化など、より強固な24時間警戒体制を構築するとともに、警察事象へ迅速かつ的確に常時対応できる体制を構築する必要があります。

イ 交番機能の強化

交番の統合や勤務員の増員配置による大型化、駐在所の統合による交番の新設などにより、単独施設における巡回連絡やパトロール実施時の不在状態の解消を図る必要があります。

また、このことにより、合同パトロールなどによる防犯ボランティア団体等への活動支援の強化や地域行事への参加など、きめの細かい地域密着型の活動を推進する必要があります。

ウ 有事即応体制の構築

地域警察官を集中運用して、事件・事故が発生した場合など、多数の警察官を同時に急行させたり、複数の現場に同時に警察官を急行させるとともに、緊急配備を要する際は、多くの検問ポイントにいち早く警察官が配置できるような体制を構築する必要があります。

また、繁華街を中心とした警察官の集団パトロールの実施など集団的暴行事件や凶悪化する公務執行妨害事案等へ的確に対応するとともに、警察官の殉職・受傷事故の防止を図る必要があります。

(2) 警察力の適正配置

ア 地域の実情・警察事象に応じた交番・駐在所の配置

交番や駐在所の配置は、人口・世帯数・面積や事件・事故の発生状況はもとより、行政区又は学校区・交通事情・産業などの地域性や地域の実情、また、地域住民の利便性などを総合的にかつ最大限に考慮して行わなければならないものであると考えます。

このため、交番・駐在所の再編整備を行うに当たっては、施設間の距離や管轄する人口・面積などによる検討はもとより、それぞれの地域が持つ実情や特性などを十分に考慮していただきたいのです。

イ 犯罪情勢等に応じた勤務員の配置

交番・駐在所の配置と同様に、それぞれの施設における地域警察官の配置人員についても、管轄する人口・面積などによる検討はもとより、事件・事故など犯罪情勢についても十分に考慮して、県民のすべてが等しく「あんぜん・あんしん」を享受できるよう警察力の適正な配分を図っていただきたいのです。

(3) 地域警察の総合的な強化

この再編整備において交番の大型化を図る場合、これに伴い、隣接した交番・駐在所が廃止される地域もあり、鹿児島県内における交番・駐在所の所在は、現在よりも「疎」の状態、つまり「まばら」になることも考えられます。

この「疎」は、一定の空間において事物の間があいているという状態を表すだけでなく、「疎遠」などのように関係の希薄さも表しています。

地域警察の体制の強化を目指しながらも、その活動や地域との関係が「疎」になってしまうことは、県民との良好な関係を保持し、県民の日常生活の安全や平穏を確保しなければならない地域警察にとって許されないことです。

そこで、再編整備により交番・駐在所が廃止された場合に現れる「疎」に対しては、地域警察官による「密」なる取組み、つまり、「すきまない」パトロール活動等の実施や住民との「親密な」関係の構築などが求められます。

地域警察官の活動や地域住民との関係が、より「密」とならなければ、地域警察の体制強化は、「何のために」、「だれのために」行うものなのか、目指すべき目的を失ってしまいます。

そこで、再編整備により、その体制が強化された際は、これまで以上に、

- 業務の合理化等による巡回連絡や地域行事への参加など、住民と「触れ合う」活動を行う時間の確保
- パトカーなどの持つ機動力を発揮した交番・駐在所間の連携
- 機動力に加え、無線など通信指令機能をより発揮した事件・事故への即時対応
- これまで点在していた交番や駐在所の集約により、広域化した活動範囲における柔軟性の高い活動の展開
- 交番・駐在所単位等による担当する地域の特性や実情に応じた独自の活動の展開

などの施策にも取り組み、地域警察の持つ機能が総合的に強化され、地域住民がその強化を肌で感じる事ができるものでなければならぬと考えます。

さらには、高い知識や豊富な経験を有したベテラン警察官の大量退職に伴い、世代交代の真っただ中にある鹿児島県警察には、地域警察の体制の強化に向けた様々な施策をより効果的に推進するために、地域警察官個々の資質の向上など限られた人的資源を今以上に活かすことも求められます。

(4) 地域住民等の理解の獲得

すべての警察活動は、県民の理解と協力の下に行われなければなりません。

この再編整備により、施設の廃止や配置人員の減員が生じる地域の住民等に対しては、警察とのかかわりが「疎」になるのではないかという感情に陥らないよう、地域警察官が、住民の心のうちを察し、体制強化による警戒力や親和

性の向上などについて十分な説明を積極的に行い、安心感を持っていただき、その理解を得た上で、地域警察の体制強化に向けた再編整備を行うことが最も大切です。

また、地域住民のみならず、治安回復のために警察が連携すべき自治体や学校関係者、地元の防犯ボランティア団体等に対しても、事前に十分な説明を行い理解を得るとともに、将来の治安デザインをともに描いていくことが求められます。

3 開かれた地域警察を目指した施設の整備

現在、鹿児島県下には62の交番と201の駐在所がありますが、来訪者用の駐車場やコミュニティースペース、相談室、来訪者用トイレが整備されていない施設も多くあり、県民が立ち寄りやすい開かれた地域施設の整備が求められるところです。

また、これらの交番・駐在所のうちの約30もの施設が築30年を経過しているなど施設の老朽化が進むとともに、警察事象の増加に伴う勤務員の増員などから狭あい化の著しい施設も見受けられるところであり、地域警察官の勤務環境の整備という面からも、早期改善を目指していただきたいと考えます。

4 地域警察の強化に向けた不断の見直し

県民を取り巻く社会・経済情勢の変化や進展等により、鹿児島県警察が直面する警察事象は、これからも変化し続けるものと考えられます。

今回の地域警察の体制強化に向けた検討が、一回限りに終わることなく、今後も地域住民等の理解と協力を得ながら、業務の合理化や人員配置の見直し、地域警察官の資質の向上、装備資機材等の近代化など地域警察そのものの強化に向け、常に将来を見据えた、かつ、時代の変遷に応じた地域警察であるよう総合的な見地に立った不断の見直しが行われなければならないと考えます。

鹿児島県警察が地域警察の体制強化のために取り組もうとしている様々な施策は、夜間体制の充実をはじめとする交番・駐在所の機能の強化はもとより、犯罪の起きにくい地域社会づくりのために寄与するものでなければなりません。

そのためには、すべての地域警察官が、それぞれの施策の趣旨を十分に理解した上で、地域に密着した活動を展開することにより、県民や自治体をはじめ防犯ボランティア等関係機関・団体の理解と協力を得て、相互に連携し続けることが最も重要であり、このような地域警察官こそが、「日本一犯罪の少ない鹿児島づくり」の「かぎ」を握っていると考えます。

この提言をもとに、鹿児島県警察における地域警察の体制強化が県民の理解のもとに実施され、すべての県民が等しく「あんぜん・あんしん」を享受できる社会の一日も早い実現を望みます。

鹿児島県警察における地域警察の体制強化を考える懇話会

| | | |
|------|----|-----|
| 委員長 | 久留 | 一郎 |
| 副委員長 | 有村 | 佳子 |
| 委員 | 東 | 修一 |
| 委員 | 上野 | 英城 |
| 委員 | 遠藤 | 実行 |
| 委員 | 石窪 | 奈穂美 |
| 委員 | 太田 | 敬介 |

昔は、どの家にも縁側があり、垣根越しにご近所さん同士が声を掛け合うものでした。

それが今や、縁側のある家も見かけなくなり、マンションなどはオートロック化され、人と人が直接触れ合う機会も少なく、必要なコミュニケーションは携帯電話とインターネットといえるような時代となり、昨今の「振り込め詐欺」のごとき顔の見えない犯罪や「通り魔殺人」、「児童虐待」にみられる社会から孤立し疎外されていると感じている人々、あるいは、支え合う家族や仲間のいない人々による犯行が多発するなど、本来持つべき「互いに見守る地域の力」は弱くなっていることは否めません。

これは、最も密であるべき「家族」の関係や、心安らぐ「家庭」の在り方が変わってきているからではないのでしょうか。

また、「個人」の在り方についても、価値観の多様化や権利意識の高まりから、他人や行政に依存する風潮も表れてきており、本来、それぞれの家庭や地域社会において解決されるべき問題も、警察をはじめとする行政機関へ安易に持ち込まれているように感じます。

この懇話会の審議を通じて、それぞれの地域における「あんぜん・あんしん」は、警察やボランティアなど一部の人たちにのみゆだねられるものではなく、地域住民も互いに連携し協力しながら、推し進めていかなければならないものであると痛感いたしました。

健全な地域社会（コミュニティ）は、地域住民間の良好なコミュニケーションと、それを構成する個人が、与えられた役割や責任を果たすことにより成立するものと考えます。

今後、真に安全で安心して暮らせる地域社会の実現のためには、私たちを含めすべての県民が、「あんぜん・あんしん」について互いに語り合い、自分自身の規範意識の高揚や、より高度な住民自治について考えていかなければならないことを、この提言に添えさせていただきます。